

学校法人日本女子大学と日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、
日高町村会及び北海道日高振興局との相互協力に関する基本協定書

令和3年8月2日

甲 東京都文京区目白台2丁目8番1号
学校法人日本女子大学 理事長

今市涼子



学校法人日本女子大学を甲とし、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町及びえりも町を乙、日高町村会を丙、北海道日高振興局を丁として、甲、乙、丙及び丁は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

乙 北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1
日高町長

大鷹千秋



(目的)

第1条 この協定は、相互のもつ人的資源、物的資源、知的資源を相互に活用することにより、地域社会、研究、教育、産業の振興に貢献することを目的とし、相互協力に関する基本協定を締結する。

(相互協力)

第2条 前条の相互協力の事業は、次のとおりとする。

- (1) 地域社会と連携した学術研究や教育の実践に関すること。
- (2) 地域社会や地域産業との連携による新しい産業の創出・振興に関すること。
- (3) 新たな地域社会や社会経済づくりに向けた政策研究に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するため甲、乙、丙及び丁が、必要があると認めたこと。

2 前項の事業の実施は、別に定める細目によるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定の締結の日から3年とする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲、乙、丙及び丁いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名、押印の上、各自その1通を保有する。

北海道沙流郡平取町本町28番地
平取町長

遠藤桂一



北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
新冠町長

鳴海修司



北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

新ひだか町長

大野克之



北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
浦河町長

池田拓



北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
様似町長

坂下一泰



北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
えりも町長

大西正紀



丙 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56
日高町村長

坂下一泰



丁 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56
北海道日高振興局長

北村英則

